

議案第37号

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和8年6月4日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

報酬の上限を引き上げるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年葛飾区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「2万9,000円」を「3万円」に改め、同条第3項中「災害医療コーディネーター」の次に「及び災害医療サブコーディネーター」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。